

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.30

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210



定額給付金の給付をよそおった 「振り込め詐欺」にご注意ください!

定額給付金については、今後給付の手続きが開始されると、その時期を狙って、「定額給付金」の給付をよそおった振り込め詐欺等の犯罪が、発生することも予想されます。

その代表的な手口は、**市町村の総務課を名乗る犯人が「定額給付金を振り込みます」という電話をかけ、相手**

から口座番号を聞きだそうとするものです。口座番号を教えてしまうと、犯人は偽造カードをつくり、その口座から現金を引き出します。

不審な電話がかかってきたり郵便物が届いた場合は、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または相談電話 9110)にご相談ください。

「定額給付金」に関して 詳細は、総務省ホームページを参照してください。(<http://www.soumu.go.jp>)

市区町村や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

給付の申請書の送付前に、市町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

定額給付金

給付の対象者が多い分、被害が広がる可能性があります。被害の未然防止に努めましょう。

見守り 新鮮情報

第51号

知人から「約15,000円分の健康食品を
毎月購入し続けると、3ヵ月後から
ひと月約4,000円の**配当**が
年金のように受け取れる。
長く続けるほど

配当は高額になり、2年後には

ひと月約25万円になる」と

勧められ、2口契約した。

さらに「人を紹介すれば

ボーナスをもらえる」

ともいわれた。

それから9ヵ月経つが、

初回分の配当しか振り込まれない。



「年金のように、毎月、配当が 受け取れる」と勧誘

平成20年9月相談受付 九州・沖縄地



ひとこと助言

冷静に
考えよう



見守るくん

- 高齢者の健康や生活の先行き不安に付け込み、商品を買いつけるほど配当が増えていくと勧誘する手口です。「年金のように、毎月、配当を受け取れる。また、人を紹介すればボーナスがもらえる。」という、うたい文句で持ちかけます。
- 安易にもうかる話はありません。親しい人からの誘いであっても、その場で契約することは避け、家族などに相談しましょう。
- 心配な時は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：(独)国民生活センター

企画・編集：(社)全国消費生活相談員協会

本文イラスト：よしただたかこ

2009年2月3日

★ネットワーク組織の効果★

- 悪質商法に対する住民意識の浸透・育成
- 被害の拡大防止・掘り起こし
- 被害者の早期発見・早期救済
- 地域に悪質業者が寄り付かない
- 地域からの資金の流出を防ぐ

「何かおかしいな？」

「誰かに相談したい」と思ったら

北海道立消費生活センターや
(相談専用電話)

050-7505-0999

居住地の消費生活相談窓口へ
ご相談ください。